「楽々ケアクラウド」制度改正リリース

居宅介護支援事業所・サービス提供事業所

2021 年 4 月 21 日

予定実績（居宅介護支援事業所・サービス提供事業所　共通）

1	・利用票 ・提供票	1. 令和 3 年 4 月制度改正（正式）に対応しました。
		2. 区分支給限度基準額の計算方法の一部見直しに対応しました。

区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し

■　通所系、多機能系サービスについて、利用者の公平性の観点から、同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の見直しを行う。【告示改正】

通所系サービス、多機能系サービス

○　訪問系サービスの同一建物減算に関する取扱いを参考に、以下の対応を行う。

＜**同一建物減算等**＞

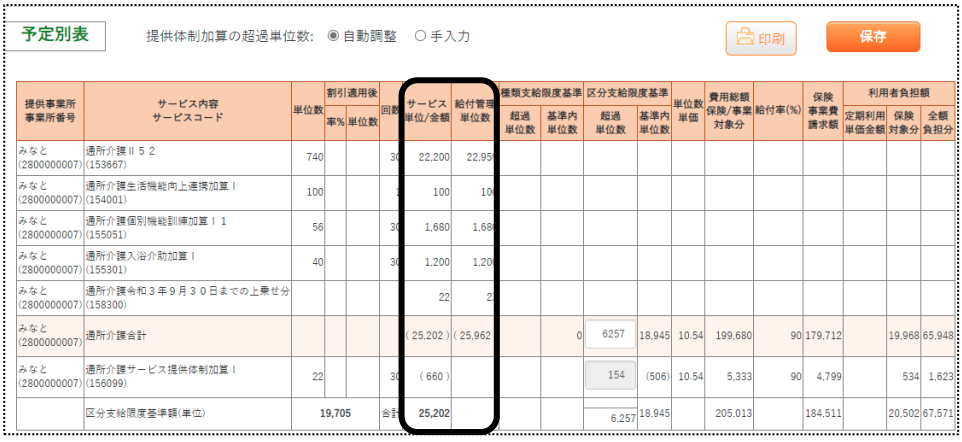
・　通所系サービス、多機能系サービスの、同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理については、当該減算を受ける者と受けない者との公平性の観点から、**減算の適用前（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合）の単位数を用いる**こととする。

＜**規模別の基本報酬**＞

・　通所介護、通所リハビリテーションの、大規模型を利用する者の区分支給限度基準額の管理については、通常規模型を利用する者との公平性の観点から、**通常規模型の単位数を用いる**こととする。

①多機能系サービス（小規模多機能・看護小規模多機能）の同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理を、減算の適用前の単位数を用いる。

②通所介護・通所リハビリテーションの大規模事業所の区分支給限度基準額管理を、通常規模の単位数を用いる。


予定別表　提供体制加算の超過単位数: ◉ 自動調整　○ 手入力　印刷　保存

提供事業所 事業所番号	サービス内容 サービスコード	単位数	割引適用後 率%	割引適用後 単位数	回数	サービス 単位/金額	給付管理 単位数	種類支給限度基準 超過単位数	種類支給限度基準 基準内単位数	区分支給限度基準 超過単位数	区分支給限度基準 基準内単位数	単位数単価	費用総額 保険/事業対象分	給付率(%)	保険事業費請求額	利用者負担額 定期利用単価金額	利用者負担額 保険対象分	利用者負担額 全額負担分
みなと (2800000007)	通所介護Ⅱ５２ (153667)	740			30	22,200	22.95											
みなと (2800000007)	通所介護生活機能向上連携加算Ⅰ (154001)	100			1	100	10											
みなと (2800000007)	通所介護個別機能訓練加算Ⅰ１ (155051)	56			30	1,680	1.68											
みなと (2800000007)	通所介護入浴介助加算Ⅰ (155301)	40			30	1,200	1.20											
みなと (2800000007)	通所介護令和３年９月３０日までの上乗せ分 (158300)					22	2											
みなと (2800000007)	通所介護合計					(25,202)	(25,962		0	6257	18,945	10.54	199,680	90	179,712		19,968	65,948
みなと (2800000007)	通所介護サービス提供体制加算Ⅰ (156099)	22			30	(660)				154	(506)	10.54	5,333	90	4,799		534	1,623
	区分支給限度基準額(単位)	19,705			合計	25,202				6,257	18,945		205,013		184,511		20,502	67,571

3. 総合事業サービスについて

現時点で、保険者のホームページに、2021 年 4 月分の総合事業単位数表（CSV ファイル）が掲載されていない保険者に関しては、3 月までの単位数やサービスコード等が表示されます。

保険者のホームページに掲載されましたら、随時反映致します。

必要な保険者のホームページをご確認頂き、「利用票」「提供票」画面で単位数等をご確認下さい。

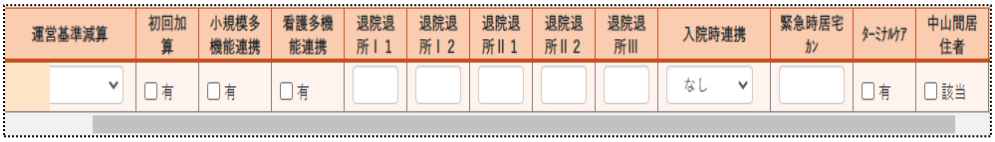
国保連請求（居宅介護支援事業所）

<table>
<tr><td>1</td><td>・居宅介護支援請求</td><td>

・サービス計画費の令和３年４月の制度改正に対応しました。

2021/3 月サービス提供月分までと、2021/4 月以降サービス提供月の加算が異なります。画面表示も異なりますので、ご注意下さい。

【2021/3 月まで】



【2021/4 月以降】



</td></tr>
<tr><td>2</td><td>・地域包括提出</td><td>

・要介護度の利用者で、「AF：介護予防ケアマネジメント」を算定する場合

要介護度の利用者で、「AF：介護予防ケアマネジメント」を算定する場合は、お手数ですが、弊社サポートセンターまでご連絡下さい。

</td></tr>
<tr><td>3</td><td>・データ提出</td><td>

・給付管理票の内容を修正する機能を追加しました。

①[国保連請求]の[データ提出]画面で、「給付管理票」にチェックをし、[表示]ボタンをクリックします。

②修正したい利用者の[編集]ボタンをクリックします。



③給付管理票　修正画面が表示されます。単位数を修正し、[決定]ボタンをクリックします。



④[伝送]および[提出（データ）]ボタンをクリックし、国保連へ提出します。

【注意！】
修正画面で単位数を修正後に、再度[居宅介護支援請求]画面で、当該利用者の給付管理票のデータ作成を行った場合は、修正前の単位数に戻りますのでご注意下さい。戻った場合は、再度修正画面で修正を行って下さい。

</td></tr>
</table>